# イギリスにおけるグレゴリウス

# 改革と国家観の世俗化

——Theocratic Monarchy శ్రీ Secular Monarchy < —

#### 鈴 木 利 章

このようにして宗教的社会、つまり中世が、もっとも宗教的な事件グレゴリウス改革を契機にして世俗化していったことを跡づけたい 化 代よりみられる北仏での俗人教育の開始、俗人役人の出現、ヘンリー二世の君主国の確立などをその歴史的背景として、 な教皇庁からの挑戦に対し、ウィリアム二世、ヘンリー一世の時代には、従前のごとき神政君主制理念の再確認が力説されたが、この時 念が圧倒的であった。 観への移行がみいだせる(例 に対する疑問が提出されるようになった。つまり、世俗君主権は神には由来せずとして、神政君主制理念を破壊してしまった。このよう 【要約】中世前期の国家理念では、俗人教育の低さから、いきおい聖職者への依存度がまし、聖俗の協力関係を強調する神政君主制 つまり、 君主権は神に由来することを前提にしながらも、 イギリスでは、 財務府長官R・フィッニゲル、ジャスティシアR・グランヴィル、思想家ジョン・オヴ・ソールズベリー)。 ウィリアム一世がその代表であろう。 国家活動自体のなかに国家存続の基礎をみいだすアリストテレス的国家 しかし、グレゴリウス改革を契機にして、 史林 四九卷五号 従来の国家理念 一九六六年九月 国家観の世俗

#### はしがき

それは聖職者の手にあり、ほとんど、いな、全くといってまた俗人一般への教育もなかったし、どんな教育にせよ、『十一世紀まで、俗人で教育をうけたものはいなかった。

W・ウルマンの言葉であるが、これをまつまでもなく、俗く、聖職者によってにぎられていたのであった。』 これは書記局 (chancery) にしても、公職にしても、俗人ではなよいほど聖職者の利益のためにのみあった。国王や皇帝のよいほど聖職者の利益のためにのみあった。国王や皇帝の

人文盲率が高い関係上、初期中世の王国行政には、宗教人

配意志が作用してい 相互 体の Dei) 国王を、 たし、 お 王 が 0) つ 治 本 のこと、 体 ひとつの共同体をなしていると考えられて っ た が⑤ あ 使 Ü の の 来ならば の構成要素、 7 聖 依存関係、 牛 命 政治機構を造 とし、 職 が与えられ、 リスト 国家 た。 キリ 国王は、 現実においては、 俗界も 叙 この ŧ 任の儀式を考慮しなければならず、 スト教化し、 教化、 戴冠式には塗油という儀式を導入し、 Ħ 国王の を樹立した。 Ì 丰 つまり教界と俗界のうち、 丰 り、 神の召使、 IJ 7 IJ る。 教会が それを基礎にした国家と教会の協力、 ス したがって、 ス 神性を象徴するため 平和秩序を回 ŀ ŀ もちろんこの理論 教理念に影響されねばならなか 教国家でなければならなかっ 神の恩寵による国王 (rex gratia 教会にはそれだけの実力がなく、 司教を通じて神の権威の一 つまり、 口 Ì 国王の 7 |復しなければならな 帝国にかわって神政政 玉 なか 王は、 の根拠 教界はもちろん に 1, ï た。 教会は、 は、 この儀式に 神から特別 この には聖書 神の支 国家自 共同 た。④ 部 玉 か っ

バ

この

理

念が、

歴

史上あら

わ

れ

る

0)

は、

六世

紀後半

0

Ħ

ン

る、 に参加したのである。 の理念が創 会の行政にタッ かった。 とは異なり、 会を建立 を与えられるようになっ 神政君主制 したり、 宗教会議を召集し、 り出された。 チしたり、 ねに勤勉な教会の保護者でなけ (theocratic monarchy, royal theocray) 僧会の聖堂参事会員の位を持っ た。 もちろん聖職者自身も王国の行政 司 その 教、 その司会をつとめたり、 結果、 修道院長を任命したりす 国 王 は 'n 普 た ばなら 通 ŋ, 0) 俗 教 岚 教 な

0)

参加

が

多く、

したが

つ

て政治思想

ŧ

IJ

ス

۲

収

斂

す

る宗教色豊かなものとならざるを得なか

っ 丰

た②

のラテ に

丰

ij

スト

教世界は、

神によって創られ、

かつ統治され

る

帝の帝国をへて、 このようにして実現され 四年教皇ステファ 真の意味での教界と俗界 ヒ三世、 を仲介とした七五一 ル F 族や七世 さらには、 紀のアン 神聖 ヌス三世によるピピ 7 年のピピ ン 口 グ グ た神政君 1 の連合は、 p 7 p 帝 ン三世 • • ノ 国 サ 主制 ル 0 ク 7 の ソ オ 即 聖ボ ン ッ 0) ンの塗油であっ ン 王朝 理 位、 に Ի 諸 念は、 お = の 帝、 な フ €) 征 7 てである 服 テ カ U 1 は七五 1 王 I 0 た® ゥ ン ル が į IJ 大 ス

種あるという。 R F ~ ネ ッ ŀ 現世より逃避する禁欲的立場、 によれば、 教界と俗界との関係 は三 聖

とで、

理

想

的段階

に達し

たので

、あっ

悪そのものとみなされるまでになった。これに対して、王 その結果、従来支配的であった国家・教会関係が破壊され、 就任を契機として、第三の立場は最終的に否定され、 する神政君主制の立場がそれである。中世初期よりグレゴ 聖職者が従属している神性王権の活動を通じて現世教化を 国王の神性が否定されるにいたった。そして国王の支配は、 の聖職者のみによる現世教化の立場が強調されるにいたる。 が優位をしめていたのであるが、グレゴリウス七世の教皇 リウス改革 職者のみにより、 (叙任権闘争) の頃までは、さきの第三の立場 現世の教化を行う聖職尊重の立場、三 第二

入を通じてますます促進されることになる。 身の法律で生き、 学的証明の彼岸にある国家、 としての国家 れてくるのである。そしてついには、この理念は、 俗君主側より、王国の体制の整備という現象をバックボ このグレゴリウス改革中、 キリスト (state) であるアリストテレスの国家観の導 独立的、 教的共同体という枠をつきやぶり、 自給自足的、 つまり世俗的国家の理念が生 防戦にまわった国王などの世 自治的な市民団体 自己自 神 Ì

(3)

構の安定化、ならびに、学校の成立による修道院の教育独 神政君主制におきつつも、しだいに、世俗的部分を拡大し、 リウス改革を契機として、自己の存在の理論的基礎をまだ 神政君主制理念に洗礼されていたイギリス王権が、グレゴ 占の喪失、そして俗人の役人の出現などを背景におきつつ、 例にとり、国内における役人体制の整備にもとづく王国機 ١ , 12 ッパ最初の世俗君主制 (secular monarchy) に脱

1 Ages, 1965, pp. 13-14 W. Ullmann, A History of Political Thought: The Middle 皮していく過程をえがくつもりである。

3

国側も防戦をはじめ、ここに両者の戦がはじまるのである。

- 2 1966, pp. 11, 16. 家もあらわれなかった。 Ibid., p. 130; Ditto, The Relevance of med. 八世紀から十一世紀まで、国王側でただ一人の著作 Eccl. History,
- caput Christus. という原則で国家と教会についてのべている。その ecclesia Dei unnm corpus manifeste esse credatur eiusque by F. W. Maitland, p. 10 and p. 103, N. 7. ギールケの注によれ (ob. 842), Hinkmar of Reims (ob. 882)、わらには Gregorius ば、八二九年ウォルムスとパリの会議で司教は Universalis sancta Otto Gierke, Political Thought of the Middle Ages, trans. Jonas of Orleans (ob. 813), Agobard of Lyons

十一世紀後半において王国的統一を完成させたイギリスを

本稿においては、

比較的早くから王国的まとまりをみせ、

九、二〇三頁。④ G・バラクラフ・前川貞次郎・兼岩正夫訳『転換期の歴史』昭三十④ G・バラクラフ・前川貞次郎・兼岩正夫訳『転換期の歴史』昭三十七世(一〇七三)などの高級聖職者により繰返されている。

⑤ 蠟山政道『比較政治機構』岩波全書、二二頁。

⑥ ヨハネ福音書 十九章十一とパウロのローマ人への手紙 十三章一。

⑦ G. Tellenbach, Church, State and Christian Society at the Time of the Investiture Contest, trans. by R. F. Bennett, pp. 56-60, 69; L. C. Wanlass, Gettell's History of Political Thought, 1953, p. 109; 堀豊彦『中世紀の政治学』昭十七、二四頁。

規模の行政機構を整備した。

征服王当時においては、この中央・地方の行政官には、

W. Ullmann, A History, pp. 54-65; N. Cantor, Medieval
 History pp. 199-249

⑨ 増田四郎『西洋中世世界の成立

9 増田四郎『西洋中世世界の成立』岩波全書、二四〇頁。

R. F. Bennett, The Introduction to "G. Tellenbach, church
 State and Christian Socity", p. xi.

権」(『世界歴史』三)がある。 によるその崩壊までを要領よくまとめたものに、早川良弥「俗権と教心」Ibid., pp. xi-xiv:なお、初期中世の神政政治から、叙任権闘争

(2) W. Ullmann, A History, pp. 17; Ditto, Relevance, pp. 31-3.

## 一 グレゴリウス改革(叙任権闘争)

ウィリアム一世とランフランク

主制国家が創り出された。国王をその頂点におき、中央にギリスでは、当時の西ヨーロッパで最もまとまりのある君一○六六年ウィリアム征服王により席巻されて以後、イ

タの作製、

法令の写しの作製など、

ンドレッド(郡)の制度を前王朝から受けついで、全国的などの役人をおき、 地方においては、 シャイア(州)、ハはめとして、世俗有力諸候がもつstewards や constables むいては、 聖職者がしめる chancellor (書記局長)をはおいては、 聖職者がしめる chancellor (書記局長)をは

的性格の強かったことが指摘されている。 封者(tenant-in-chief)などのバロン層がなり、その貴族専門的役人が就任するというよりはむしろ、国王の直属受

は役立たず、ここに聖職者、とくに教育を独占した修道士文盲率は(当時の俗人の教養程度をみれば、バロン層内のしかし、当時の俗人の教養程度をみれば、バロン層内のしかし、当時の俗人の教養程度をみれば、バロン層内のしかし、当時の俗人の教養程度をみれば、バロン層内のしかし、当時の俗人の教養程度をみれば、バロン層内のしかし、当時の俗人の教養程度をみれば、バロン層内のしかし、当時の俗人の教養程度をみれば、バロン層内のしかし、当時の俗人の教養程度をみれば、バロン層内のしかし、当時の俗人の教養程度をみれば、バロン層内のしかし、当時の俗人の教養程度をみれば、バロン層内のしかし、当時の俗人の教養程度をみれば、バロン層内の

国王行政の中心をなし、105 (755)

の活躍の場が提供された。つまり、この書記局は、チャー

に、 そ、 中心となってこの事務を行っていった。 文盲ではとうてい務まらず、主として royal chaplain が れらは、 ンクをはじめとして、 当時 ウィリアム一世の場合、 つまり聖職者階級と世俗君主のこのような結びつきこ 国家の首脳として最高の政治的決定に参加しつつ、の の国家理念を規定する重要な前提となった。 国王の側近に有力聖職者がおり、 カンタベリー大司教ランフラ 当時の教育エリ さら か 1

えよう。このような国家と教会との相互依存関係は、俗人れている。また軍事的にみても、教界の軍隊に占めるいことである。また軍事的にみても、教界の軍隊に占めるのは無視されるものではなく、君主と教界の相互依存関係は、国家理念も、征服王にとってたいへん都合のよしたがって国家理念も、征服王と同じ神政君主制の信奉者したがって国家理念も、征服王と同じ神政君主制の信奉者

改革の波がイギリスにも襲ってきた。この改革に対する征このような時に、一○七三年より始まったグレゴリウスしつつ維持されてきたのである。中世のこの均衡を前提として、神政君主制の理念が、完成ネようし、またこのような教界と俗界との均衡関係、初期

文盲率の高い中世前半期にあっては、

必然的なものともい

を検討しよう。なおイギリスにおけるグレゴリウス改革の○年の教皇への忠誠拒否などからうかがえる。つぎにそれ服王の態度は、七六年のウィンチェスターの宗教会議、八

研究は意外に少く、 に対抗し、 理念にもとづき、hierocratic doctrine(教権制的教 護に成功したのであったといえよう。 教皇就任とともに始まったグレゴリウス改革の嵐に抗して、 ような対抗を可能にした原因として、第一には、 自己の教会支配を貫徹するとともに、 結論をさきにのべれば、 ノルマン王朝の安定をはかったのである。この 今後の研究にまたねばならぬ 征服王は、 グ つまり、 神政君主制理念の保 レゴリウス七世 神政君主制 グレ ゴ IJ

さらに、ドイツの場合とは異なり、第三には、宗教領主、な一致相互依存関係にもとづいていたといえるとともに、の文盲率の高さ→聖職者の役人化→教界と俗界の均衡―グの文盲率の高さ→聖職者の役人化→教界と俗界の均衡―グる。第二には、さきに簡単にふれておいたように、俗人る、第二には、さきに簡単にふれておいたように、俗人

ウス七世が、ドイツ皇帝とのグレゴリウス改革に専念しす

体制、 ŧ した神政君主制の理念を採用し、 教義に対し無傷でいられたのは、 ような禁制 ギリスのグ で十分であったとは 教皇との接触を切断 された。このようにして、 に関しても、 教界を自己の体制内にとどめておくことに成功して る。 フ ん 0) つ 治令が て、 ラ が また教皇の書簡をうけとるにしても、 ゴリウ つ ン 決定的な影響力を持ってい まりか 第四には、 ならび カ 最初に入る窓口 が ス改革 V を破ることにより始まっ すべて国王ウィ にアング 神政 ゴ n 0) IJ -の推進主体である教皇を承認するにして 君 グ 改革の嵐 ウス改革は、 V 主 ļ, したのである。 、えない H 制理念を強く支持して ゴ • ŋ イギ ウス改革への反対があっ が -tj-カ イ IJ ク のである。 ン ソ ・ギリ IJ ア た。 タ ア ベ ス国 ム 自己の地位を強化しつつ、 ン ン カ 征 もちろんこの規則だけ 末期の政治思想を支配 ンタ 征 IJ スを襲うさいに、 たからである。 セ 服 服 I ル 内における聖職 ※王の許| ~ 王が、 大司 なんとなれば、 ムによって、 IJ 教皇使節の ĺ 教の態度 V ·大司 教権制 可 たからであ が必 一教ラ たから 教皇 この 要と たが 入国 者 た。 的 1 ン ٤ な か

服

王とカ

ン 刄

べ

リー大司教ランフ

ランクとの協力、

相互依

グ

存関係、

大司教による伝統的王権理念の支持をつうじて、

者であ である。 の招きには応じず、 良派という立場に属してい と努めた。 派により強化された伝統的 V ゴ Ď, ŋ ラン ウ かれは、 べ ス改革渡英を阻止したのである。 ネデ フラン 1 非グ 十 ŋ ŋ は、 ŀ v 世 派によっ たの ゴ 紀に 1 な国家 タリア出身の神学者・ リウス的 したが おける非グ て導入され、 教会関係を維持 主張を高唱してゆき、 0 て、 V このような征 ゴ か IJ ク n ゥ IJ は 法律学 ス 教 的 よう \_ 改

たことにもよるのである。

つまり、

征

服王は、

公爵時代の

つまり司教や修道院長の封建体制内へ

の導入が完成してい

てド な紐帯 は、 国王と司 想的なものに近かっ 君主と教界との協力関係は、 1 司 教と修道院長の多くは、 があったことも挙げられよう。 ツの場合に 教ない し修道院長との は、 た。 オ これらの ッ ŀ ·諸帝 当 間 時 か の時 つて国 に 理 0) F 由 Ì にみられたのだが四 のほ つまり、 封建関係以外の特別 王の ッとは異なり、 か 書記局 の紙帯 第五 に ーとし つ 理

して、 めてい

司

教職

ない

し修道院長の職を与えら

れたことから生

た聖職者であり、

そこでの、

国王へ

の

献身

0

報

奨

れ た個

人

的関係である。

したが

つ

て、

国王とこれら聖職

の結びつきは、

想像以上に堅いものであった。

国王(Rex gratia Dei)の理想は、この征服王の時には、現象は、カヌートの統治時代にまでさかのぼり、ウィリア現象は、カヌートの統治時代にまでさかのぼり、ウィリア現象は、カヌートの統治時代にまでさかのぼり、ウィリア現象は、カヌートの統治時代にまでさかのぼり、ウィリア現象は、カヌートの統治時代にまでさかのぼり、ウィリア現象は、カヌートの統治時代にまでさかのぼり、ウィリア現象は、カヌートの統治時代にまでさかのぼり、ウィリア現象は、カヌートの統治時代にまでさかのぼり、ウィリア現象は、カヌートの統治時代にまでさかのぼり、ウィリア現象は、カヌートの統治時代にまでさかのぼり、ウィリア現象は、カヌートの統治時代にまでさかのぼり、ウィリアのよことである。グレゴリウス大教皇により主張された神政君主制、神の恩龍によるウス大教皇により主張された神政君主制、神の恩龍によるウス大教皇により主張された神政君主制、神の恩龍によるウス大教皇により主張された神政君主制、神の恩龍によるウス大教皇により主張された神政君主制、神の恩龍によるウス大教皇により主張された神政君主制、神の恩龍には、関係は、カマーの統治時代にまでさかのぼり、ウィリア現象は、カマーの統治時代にまでさかのぼり、ウィリア現象は、カマーの表記を表記を表記された神政君主制、神の恩龍によるの主にないのである。

② この書記局長が何時創られたのであるのか目下論争があり解決はさいていない。 なお確実なことは、 一○六八年 Herfast がほじめてなる人物がいるが、この人物が、エドワード遺版王時代に chancellorであったかどうか確証はない(S. B. Chrimes, An Introduction to the Administrative History of Medieval England, pp. 24-25.)。J・H・ラウンドは、ドウームズデイ・ブック f. 180 b の

まだ無傷であった。

"Reinbaldus canceler tenuit T. R. E". や、後の写本だけれ "Reinbaldus canceler tenuit T. R. E". や、後の写本だけれ とし Waltham charter で Regenbald が regis cancellarius として署名しているのを根拠にして、エドワード懺悔王時代にすでに chancellor がいたとしている (J. H. Round, "The Officers of Edward the Confessor", E. H. R., 1904, p. 92)。 またR・R・ダーリントンもラウンド説を支持しているが (R. R. Darlington, The Norman Conquest, 1963, p. 5)、ラウンドのあげた史料が確実とはいえず、エドワード懺悔王時代の結論はひかえた方が無難である。とはいえず、エドワード懺悔王時代の結論はひかえた方が無難である。 これらの官職は、Earl には与えられず、また権力分散のため複数任命制であった。G. H. White, "The Household of the Norman Kings", T. R. H. S., Vol. V, 1948.

- ③ E. A. Jolliffe, The Constitutional History of Medieval England, 1937, p. 179 and pp. 181-2; 佐藤伊久男「イギリス封 England, 1937, p. 179 and pp. 181-2; 佐藤伊久男「イギリス封 十六―七、特に十七頁の表。これには、州長官(シェリフ)がバロン層により独占されていることが明らかにされる。W. A. Morris, "The Office of Sheriff in the Early Norman Period", E. H. R. Nxxxiii, pp. 145-175.
- ③ S. B. Chrimes, English Constitutional History, 1948, 川北洋太郎・小松茂夫・杉原泰雄訳『イギリス憲法史』日本評論社、九三洋太郎・小松茂夫・杉原泰雄訳『イギリス憲法史』日本評論社、九三真。 V. H. Galbraith, Op. cit., p. 3, N. 1. これによれば、ラテン語の⑤ V. H. Galbraith, op. cit., p. 3, N. 1. これによれば、ラテン語の読み書きができる貴族は、"The clerk"とのあだ名で呼ばれ、Ralph Geroy, Roger of Montgomery の第五子 Philip, Robert de Grandmesnil など若干名を数えるにすぎない。国王ウィリアム一世、二世も御多分にもれず、文育であるといわれている。国王に関

- しては、次のヘンリー一世の時よりこの状態がかわっていった。 W. Ullmann, A History of Political Thought; The Middle Ages, pp. 13-14; Richard Fitz Nigel, Dialogus de Scaccario, Intro. and trans. by C. Johnson, p. xliv.
- (© H. W. C. Davis, Regesta Regum Anglo-Normannorum, 1066-1154, Vol. I. Regesta Willelmi Conquestoris et Willelmi Rufi, 1066-1100, Introduction, p. xi.
- ⑦ G. B. Adams, Council and Courts in Anglo-Norman England, 1 st ed. 1926, 1965, pp. 36-39. Note C: Composition of the Curia Regis. これは (一○八六年) 裁判のために集った有力者の集会であるが、これによれば、この会議に出席したものは、国王の二人の息子、二人の大司教、八人の司教、三人の伯爵(アール)、十八人のバロン(この内二人は役つき、Eudo Dapifer, Robert Dispensator)、二人の修道院長、三人の修道士、六人の俗人である。
- und in der Normandie in Knowles, R. W. Southern, C. N. L. Brooke の諸研究、つまり、 である。これ以後も、本格的研究はあまりなく、 Z. 前にあらわされた H. Böhmer, Kirche und Staat in England っておこう。まず第一に気ずくことは、ノルマン征服研究に比べて、 607-612, Appendix, VI, pp. 702-704. Round の計算によれば、宗 おどろくほど少いことである。基本的かつ開拓的研究は、半世紀ほど 教領主は七八四人の騎士を提供した (p. 201)。 Knowles, The Monastic Order in England, 940-1216, 1936, pp. ここで簡単にイギリスにおけるグレゴリウス改革研究史をふりかえ J. H. Round, Feudal England, 1964, pp. 199-200; Dom David N. Brook, The English Church and the Papacy, 1931; XI und XII Jahrhundert, 1899 N. Brook, D

0

Ħ

Knowles,

The Monastic Order in England, 1940; R. W.

- From Domesday Book to Magna Carta 1087-1216, 1955, pp. れよう。これは綜括的研究として注目してよい。なお、A. L. Poole, Monasticism, 1050-1130," Am. H. R., Vol. 66, 1960-1 が挙げら in England 1089-1135, 1958; Ditto, "The Crisis of Western 挙げられる。なお最近のイギリスにおけるグレゴリウス改革の研究と F. Schmitt, S. Anselmi Opera Omnia, 5 Vols, 1946-1951 I (1066-1100, Davis), II (1100-1135, Johnson and Cronne); Cambridge Historical Journal, XII, 1956 が挙げられるのみであ rried men among the English higher clergy, 1066-1200 in Action. Clerical Marriage in England 1050-1200", Sylvia and R. Studies, III, 1954; C. N. L. Brooke, "Gregorian Reform engar of Tours", Studies presented to F. M. Powicke 1948; and Renaisance Studies I, 1941; Ditto, "Lanfranc and Ber-Southern, "St Anselm and his English Pupils", |67—196 も参考になる。 ントせ、N. F. Cantor, Church, Kingship and Lay Investiture W. Holzmann, Papsturkunden in England, 3 Vols, 1930-52; る。また史料としては、Regesta Regum Anglo-Normannorum, Thrupp, Change in Medieval Society, 1964. 所収; Ditto, Ma-Ditto "St Anselm and Gilbert, Abbot of Westminster, M Medieval
- H. R. Loyn, "The King and the Structure of Society in late Anglo-Saxon England", History, Vol. 42, 1957, pp. 92-93; N. Cantor, Church, Kingship, p. 30; Ditto, Medieval History, p. 339; Lvin L. Schücking, "The Ideal of Kingship in Beowulf", pp. 35-49, An Anthrology of Beowulf Criticism, 1963. 所収。とくに、Ælfricの説教やエドワード懺悔王自身に、神政君王制の理念が典型的に示されている。

- © N. Cantor, Church, Kingship, p. 30
- © H. W. Klewitz, Königtum, Hofkapelle und Domkapitel in 10 und 11 Jahrhundert, 1960 参照。早川良弥「一○・一一世紀の で国教会政策」、西洋史読書会第十三回春季大会発表。
- ② Davis, Regesta, Vol. I. Introduction, pp. xi-xxi; R. W. Southern, "Ranulf Flambard and Early Anglo-Norman Administration", T. R. H. S., 1933, Vol. xvi, p. 116; N. Cantor, Church, Kingship, p. 33, N. 102.
- N. Cantor, Church, p. 33, N. 102; C. H. White, "The Household of the Norman Kings", T. R. H. S., 1941, pp. 131, 135; H. Loyn, The Norman Conquest, 1965, p. 156.

さらに国家・教界関係については、教皇はコンスタンチヌス

大帝の真の後継者であり、教皇は皇帝を免ずる権利を持つ

# ウィリアム二世と聖アンセルム(グレゴリウス改革の開始)

さすようになった。

さすようになった。

でかけ、アングロ・ノルマン王朝の国家・教界関係に水ををかけ、アングロ・ノルマン王朝の国家・教界関係に水撃の死をもって、危機にさらされることになった。これをの友好関係も、一〇八九年カンタベリー大司教ランフランの友好関係も、一〇八九年カンタベリー大司教ランフラン

威を持ち、聖職者の任免は、教皇のみが行いうるとした。会は、神により建設されたものであり、教皇座は普遍的権によって発表された dictatus papae によれば、ローマ教主制の理念をも否定しさったのである。グレゴリウス七世主制の理念をも否定しさったのである。グレゴリウス七世に通ずるとして王権の神性を否定することにより、神政君

君主制の理念を否定していったのである。

君主制の理念を否定していったのである。

君主制の理念を否定していったのである。

君主制の理念を否定していったのである。

君主制の理念を否定していったのである。

年カンタベリー大司教に聖アンセルムが就任した時にはじさて、イギリスにおけるグレゴリウス改革は、一〇九三

聖ピーターを媒介とし神と直結していることを根拠にしてこれは一口にいえば、世界支配をめざす教皇が、教皇権は

ここで、この教権制的教義について一言ふれておきたい。

悪魔

教皇至上権を強調し、これにともなって、国王権は、

したが まる。 買罪 あり、 とるようになっていた。 習になっていた。 相続したものと同じように、 イギリスでは古くから大司教に任命されたものは、 は、 つまり 虫けらであり、ごみではないのですか』として、 と王妃の娘ですが、 愛しているこの世の栄誉とはなんですか。あなたは、 の書簡の中で、 かし彼は、 まず かなる尊厳をも剥奪してしまう思想の持主でもあっ カ (シモニア) 1 聖アン 両者の反目は時間の問題であったといえよう。 か ンタベリー 'n レゴリウ 国王を自分の封建領主としてみとめていた。 は、 П 也 ルド・ゴ 就任当初、 ル 『この世の栄誉とはなんですか。 のようにみられていたので、 しかしこの慣習は、 大司教区の封建的性格にもとめられる。 ス改革の線に沿った思考をしていたので ムとウィ 両親はどこにいるのですか。 両者の不和は、 ッドウィ イギリ リアム二世との間 王に ンソンの娘 Gunnilder < スにおける伝統的形式に 種の相続税を納 ともすれば、 この貢納に端を発 の対立の発端 貢納 かれ 国王から あなたが 封土を 聖職売 める慣 0) らは 型 国王 た。⑥ を

れ

から両者の不和がはじまった。 ぎなかった。 IJ かし聖アン 7 ムの期待に反して、 セ 国王はこれを返却 ル 厶 は、 シ モ 少額五百ポンドを献呈したにす ニアになることをおそれ、 7 ン セ ル ムは安堵。 ゥ

し

1

側は、 対し、 of Worcester)が、それぞれ自己の立場を主張した。 議であった。しかもこの会議で、 権の絶対優位というグレゴリウス改革の基本理念が導入さ の衝突が表面化したのは、 の見解を発表し、 Ralph Luffa (bishop of Chichester), Wulfstan (bishop アンセルム派には、 Durham) を頂点とするいわゆる curialist bishops t=8 このようにして始まった聖アンセル 塗油された国王、 アンセ 国王側には、 ル ムは、 これに対抗 Gundulf William of 国家・ 神の恩寵による君王を認めるの 一〇九五年二月 だ。 た。 り 教会関係に関してゲラシウス (bishop of Rochester), 全世俗領主に対する教皇 St. Calais (bishop of ムとウィリア ¤ 丰 ン ガ ム二世 ム会

結果、 このように、 かしながら国王側は、 一〇九七年十月、 強引にウィ アンセ ŋ 強引に自己の立場を守り、 7 ム二世が、 ルムの大陸亡命となる。 自己の教会支配 この

世は、

ア

ン

セ

ル

ムに大司教叙任に対する貢納を要求した。

するのである。このような慣習にもとづいてウィリア

二

らわれた。父の時代とは異ったもので、世俗役人の活躍が 国王ルーフスに、神政君主制の理想を強制している。 政策をひきついだからであった。もちろん、司教たちも、 に任命したりして、強引に神政君主制理念を強化し、 を守り得たのは、 っちりと彼らをつかまえつづけたり、 しかし、 ウィリアム二世時代には、注意すべき現象があ 聖職領主を封建的紐帯の中に入れて、が 国王の書記官を司教 父の

とする一群の専門的役人にとりかこまれていたのである。⑫ mum executor voluntatis regiae となり、justiciarに近 人物である。 を基盤にして活躍し、最後には、ダラム司教にまでなった い地位にまで昇り、ウィンチェスターの出納所(treasury) の役人として、国王に献身的に奉仕し、ついには、 maxi-リアム一世の書記局で、 れの筆頭は、Ranulf Flambard であろう。かれは、 たい。この世俗役人の活動のなかでもなんといっても、こ ひとつの前提となるので、ここでこの動きに注目しておき の世俗化、ひいては、 それである。後に、この傾向が増加することにより、 ウィリアム二世は、 国家理念自体の世俗化を可能にする 国璽の管理者として出発し、 このフラムバ ードを筆頭 ウィ 国王 国家

> う。以上のことからうかがえるように、ウィリアム二世は、 拭いさろうとした国王の意志を反映しているといえるだろ 態を考慮して、国家の役人のなかにおける聖職者的要素 この傾向は、グレゴリウス改革のドイツにおける破滅的状 112 (762)

1 Ages, pp. 100-129. 石原謙『基督教史』岩波全書、一七三頁、 伝十六章十八が根拠。L. C. Wanlass, op. cit., pp. 113 ff W. Ullmann, A History of Political Thought: The Middle あずかって力があったこともつけ加えておく。

ウス改革の波を切りぬけたのである。これには、

ヌス二世のグレゴリウス改革にたいする消極的な態度も

専門的役人を採用することなどにより、とにかくグレゴ

IJ

N. Cantor, Medieval History, 1963, pp. 314 ff

2

4 3 Ibid., p. 316.

1945, p. 148 Fritz Schulz, Bracton on Kingship, E. H. R., Vol. LX

(5) homo regis factus est" more et exemplo praedecessoris sui inductus, pro usu terrae N. Cantor, Chuch, Kingship, p. 62, z 99.

et pulvis sunt" quod amas? Filia regis et reginae fuisti. Ubi sunt? Vermes Ibid., p. 68, N. 125. "Quid est gloria mundi? quid est

6

聖アンセルムス・長沢信寿訳『プロスロギオン』岩波文庫、昭十七 一六三、四頁。

- 節掲書、一六五頁。N. Cantor, Church, Kingship, pp. 79-87.
  N. Cantor, Church, Kingship, p. 82, N. 194 and N. 196.
- (Bid., p. 33, N. 102: Hervey (Bangor 1092, Ely 1109)-royal clerk; Robert Bloet (Lincoln, 1094)-chancellor; Gerard (Hereford 1094, York 1101)-chancellor; Samson (Worcester, 1096)-royal chaplain; Ranulf Flambard (Durham, 1099); William Warelust (Exeter, 1107)-royal chaplain; Roger the royal larderer (Hereford, 1107)-reginae cancellarius; Regenhelm (Herefrod, 1107)-chancellor; William Giffard (Winchester, 1107)-chancellor; Richard de Beaumes (London, 1108)-sheriff of Shropshire; Thomas (York, 1109)-royal chaplain; Herbert Losinga (Thetford-Norwich, 1091)-william I の chaplain; Ralph Luffa (Chichester, 1091) Rufus の Justiciar。 | ○八九年— | | ○九年までの十六人の司教の内十四人が、行政官—司教の道を歩んだ。
- © N. Cantor, Church, Kingship, p. 49, N. 40. "Unde reor omnino esse justum, ut David magni regis, quem mihi propuistis imitandum, irrefragaliter teneamus judium". Ordericus Vitalis Historiae Ecclesiasticae Libri Tredecim, III. 275-6.

  © F. J. West, The Justiciarship in England 1066-1232, Cambridge Studies in Medieval Life and Thought, New Series: Vol. 12, 1966, pp. 11f; R. W. Southern, Ranulf Flambard, pp. 98-128; F. Barlow, The Feudal Kingdom of England 1042—1216, 1955, pp. 152-3; S. B. Chrimes, An Introduction to the Administrative History, pp. 19-20; A. L. Poole, From Domsday Book to Magna Carta, 1955, pp. 170-1,

## ヘンリー一世と聖アンセルム

らためて叙任するといいだしたが、しかし、アンセルムは、 などがからんで、国王とカンタベリー大司教の間は にいくのである。しかし、司教叙任および王に対する忠誠 にいくのである。しかし、司教叙任および王に対する忠誠 題などがからんで、国王とカンタベリー大司教の間は円滑 にいくのである。しかし、司教叙任および王に対する忠誠 の誓の問題をめぐって、再び両者の間に紛糾が起った。つ の書の問題をめぐって、再び両者の間に紛糾が起った。つ

ついては強硬な態度をくずさず、ついには、ヘンリーの側事をかまえるのをさけたい意向であったが、叙任の問題に強硬パスカーリス二世は、諸般の事情よりヘンリー一世と強硬パスカーリス二世は、諸般の事情よりヘンリー一世といったの、教皇は聖アンレゴリウス七世の真の後継者であったため、教皇は聖アンレゴリウス七世の真の後継者であったため、教皇は聖アン

した。このたびのローマ教皇は、パスカーリス二世で、グこれを認めることができないとして、両者の間に争が再燃

近

Robert of Meulan, Gerard of York を破門でもって

両者の闘争は頂点に達した。

その与えた影響は、

イギリス史にとって、

無視できないも

連続、 おどかし、 もちろん、ヘンリー ノルマン王権の古さなどを主張し、 側も、 アングロ・サクソン王家との 神政君主制の理

念を確認して、自己の立場を守った。②

かれ、 忠誠の誓いをし、封建臣下であることを確認するという線 国家と教会との政教条約 がこれである。そして、これにもとづき、一一〇七年八月 国王は叙任権を放棄するが、司教も他の臣下と同じように としつつ、一一〇五年、妥協点がみいだされた。すなわち、 リー一世をコンスタンチノープルの十字軍への参加を含み ィー征服に全力を投入したく思ったし、教皇の方も、ヘン 他方、ヘンリーは、 進んでいった。つまり、アンセルムは第二回目の追放につ らには教皇の思惑がからみあい、 しかし、この難局も、 帰還をねがい、 教会と友好関係を確立し、ノルマンデ 大司教の務めをはたしたいと願う。 聖アンセルム側とヘンリー側、 (コンコルダート) 急転直下解決の方向へと が結ばれ、 1 さ

ッにくらべて、 以上、 グレゴ その期間が大変短いのに気がつく。しかし、 リウス改革について略述してきたが、ドイ ギリスにおける叙任権闘争は終った。③

これまでの神政君主制理念を否定する型で、 ないことは、国家理念についての考え方の変化であろう。 のであったゆえに、 グレゴリウス改革の影響でまず第一に挙げなければなら つぎにはその影響についてのべよう。 国王の神性を

認めなかった教権制的教義に対して、第二、三節でそれぞ

つは、一度否定された神政君主制を再び確認していこうと れ詳細に論ずるが、二つの対応の仕方があった。このひと

ではない。神的なものと世俗的なもののうち、 いく理念、 神性を否定された国家がそれ自体の存在をそのまま認めて た。もちろん、これでもって完全に世俗化したというわけ 方向をみせたのが、第二の対応の仕方であろう。つまり、 んら新しい方向を打ちだしたものではなかったが、新しい いう動きであった。これは、 いいかえれば国家理念の世俗化が、 古いものの再確認であり、 後者に力点 それであっ

政組織上への影響についてのべておきたい。 V ゴリウス改革は、 ウィリア ム二世と同様、 ヘンリー

グ

がうつっていったという意味であったが、これらのことは

次節でのべるので、ここでは、

後者に関連して、

現実の行

ろ う。⑦ が、 相互依存関係に対して暗黙の危機感を与えた。④ に、 纂が象徴している役人体制を整備するとともに、そのな き、 bishop of Salisbury,justiciar と国家の最高の要職につ にしたのは、 そのかわりに世 なかに修道士を使用するという父征服王の政策を変更して、 イッにおいてみられたように、 て、 ろん名目的には教会人であるけれども、 を完全に牛耳っ れは後述)。 世は、 さらに、 王権を窮地に立たせる可能性があるために、 国王の主要助言者として、 純粋な、 国王の利益を徹底的に追求してい 国王の行政官として、 かれは、 constitutio domus regis 国王は、 そして、 教育の修道院による独占の喪失であるが、こ 職業的行政官の導入につとめた。 |俗の書記を使用しはじめた。 身分の低いノルマンの聖職者出身であった た Roger of 聖俗領主からの軍事負担への依存軽減 その典型は、 royal Salisbury 国家行政を動かした。 教会勢力と教皇とが結びつ steward, に示され、 ヘンリー一世治世後半 . っ にみ 専門的な官僚とし たのである。 いだせるであ (これを可能 chancellor, つまり、 行政機構 かつその編 ンリ もち ۴, ぁ か 1

> さ れ® いるなど、この組織の確立を示す史料があげられる。 ことが前提となるが うるためには、 を目的として、 一一三〇年に、 、に傭兵を多数使用した。 役人体制の中で占める位置を大きくしていったこと この役所の文書 Pipe <u>-r</u> 『軍役代納 ク 若干の特許状にみえるこの役所の名前や、 ス チェ ^ 1 ŋ なお、 金 カ 1 1 の (財務府) この 世時代には、 制度を拡張し、 制度が効果的に働き Rolls が成立している が編纂され これが整備 ح の か わ

世をして、

イギリスにおける君主制と教会との協力関係

ŋ

Nigel は、『財務府対話篇』をあらわした Treasurer であ に留学し教育をうけた Nigel of Ely であることも、 が、 究し各地を遍歴し、 13 と考えられる Adelard も、 ることをつけ加えておく。 型の役人として注目される。 ロジァ・オヴ・ソールズベリーの甥で、ラオン校 財務府における計算技術を発展させた そのほか、 役人というよりはむしろ学者 なおこの息 同じくラオン校で研 Richard (Laon) Fitz

また、この財務府の指導的な役人 Treasurer

に

になっ

たの

かなように、 これらニゲ ル ヘンリー オ ゚゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚ \_\_ 世時代には、 イリやアデラルド 北仏を中心として、 の例からも明ら だが、

注目

ロしてよかろう。 ®

cathederal school が隆盛となり、それまで修道院が持 の役人の供給源となっていったのである。したがって、こ 人のなかにおける文盲が、 ていた教育の独占体制が破られてゆき、それにつれて、俗 なければならないのである。 人自体の世俗化の前提となるべき現象として銘記しておか の新しい学校―後に大学となるものもある―の発展は、役 口 ッパの君主制国家の行政組織の発展にみあう新しい種 わずかではあるが減少し、 ≅ 1

類

ればならない。

っ

ある。

中世初期の文盲状態よりみて国家が必然的に聖職

あり、 を破り、 派遣されており、これら学校は、修道院による教育の独占 リー ーとニゲルは、前記ロジァ・オヴ・ソールズベリーの甥で 北仏留学生として有名である。このうちの、アレキサンダ —六九); Robert(エクシタ司教一一三八—五五)などは、 (クータンス司教一一三二―五); Nigel (イリ司教一一三三 ー三六);Alexander (リンカン司教一一二三—四八);Algar とえば、William of Corbeil(カンタベリー大司教一一三二 これら学校教育のイギリス史に与えた影響をみれば、 世時代の書記局長 Ranulf の息子たちもラオン校に かれにより派遣された人物である。そのほか、ヘン 新しい知的エリートの創出に大きく寄与したので た

> 性を生みだしたものとして、この学校の出現は注目しなけ に依存しなければならない段階から、新しい方向 への可能

ければならない。つまり修道士の行政への参加を拒否して いったことも、学校の出現とは、 自体の現実からの逃避とも関連していることにも注意しな これは、他方、 シトー派修道院運動に代表される修道院 表裏の関係にあり、

1 rch, Kingship, pp. 146 ff and p. 249 聖アンセルム『プロスロギオン』一七二・三頁。N. Cantor, Chuといえよう。

- 2 Ibid., pp. 173 ff.
- (3) p. 162; N. Cantor, op. cit., pp. 259-60; Ditto, Medieval History, p. 345. 聖アンセルム前掲書、一七四頁。 N・カンターによれ 権力の基礎を神性によるのではなく、自分の行政組織に求めたとして ば、この結果、ヘンリー一世は神政君王制の理念をかなぐりすてて、 Christopher Brooke, From Alfred to Henry III, 872-1272,
- 4 N. Cantor, Medieval History, pp. 345 f.
- (5) pp. 422-27; C. Johnson (ed), Dialogus de Scaccario, 1950, pp. 813; G. H. White, "The Household of the Norman Kings", 128–135; H. Hall, Red Book of the Exchequer 1896, pp. 808-D. C. Douglas (ed), English Historical Documents, 1953

者

- 類されることを指摘している。つまり文書に記入されている官職は、給料と現物給与とによって五階級に分文書に記入されている官職は、給料と現物給与とによって五階級に分で、 R. H. S., Vol. 30. 1948, pp. 127-155. ホワイトによれば、この
- 宮廷内三シリング六ペンスと現物給与である。 宮廷内三シリング六のsiで宮廷内外で一日五シリングと現物給与、他は宮廷外五シリング、高で宮廷内外で一日五シリングと現物給与、他は宮廷外五シリング、
- 常二 三人のMaster Dispensers, Master of writing office, Clerk of the spence of the bread and wine; Deputy chamberlain of master chamberlain. およそニシリングと現物給与。
- 第三 Henry de la Pomerey and Roger D'Oilly (Assistant or deputy constables), John the master marshall, William Mauduit (Chamberlain of privy purse department)。前二者は宮廷内一四ペンス、宮廷外二シリングと現物給与。後者は、つねに一四ペンスと現物給与。
- 第四 Dispensers 宮廷外十九ペンス、宮廷内十ペンスと現物給与。第五 小さなもので、賃金よりはむしろ食料給付。Ch. Johnson and H. A. Cronne, Regesta Regum Anglo-Normannorum, 1066-1154, Vol. II (1100-1135), Introduction も大変参考になる。
- 6 N. Cantor, Medieval History, pp. 346 f.
- © N. Cantor, "The Crisis of Western Monasticism, 1050-1130," Am. H. R., 1960-61, Vol. 66, p. 51; Ditto, Church, Kingship, pp. 297-298.
- West, op. cit., pp. 17-8. ロジァは、自分のまわりに訓練した行
   J. O. Prestwich, "War and Finance in the Anglo-Norman

- R. H. S., 5 th Series, 1954, pp. 19-43; W. Hollister, Military Organization of Norman England, 1995, pp. 167-215; 富沢需岸『イギリス封建王制の展開について』史林四一・四、一三頁、佐藤伊久男『イギリス封建王制の展開について』史林四一・四、一三頁、佐藤伊久男『イギリス封建王制の展開について』史林四一・四、相造』史学雑誌、七十四・四、十五・二一頁。
- S. B. Chrimes, An Introduction, pp. 27-32. ヘンリー一世治世末年までには、Chamber より、Treasury の分離、Exchequer組織が生れていたことがのべられている。
- ヘンリー一世の時には、本来の Chamber は、
- Camera or Bedchamber--master chamberlain

Camera curie-deputies of the master chamberlain.

- 三 Treasury——chamberlains of the Treasury (多分 deputies of the master chamberlain)、後、ヘンリー一世末年までに、master chamberlain と同格の treasurer により管理。これは Treasury の重要性増大を意味する。
- 初めごろ、トレジャリーより発展してきたものであろう。はじめよりみられる(注印参照)。 十一世紀末ないし十二世紀のクスチェカ(財務府)についての史料は、ヘンリー一世の治世の
- Charles Petit-Dutaillis, The Feudal Monarchy in France and England, trans. by E. D. Hunt, p. 63 によれば、 //征 and England, trans. by E. D. Hunt, p. 63 によれば、 //征 服直後 (earliest days of the Conquest) にトレジャリーは、チェィンバーより分離し、ウィンチェスターに固定された。…… (会計検査の権限がドレジャリーよりはなれて)、非常に早い時期に、チェィンバーやウィンチェスターのトレジャリーよりはなれて、財務府が作られた// としている。しかし、とにかく、制度的て、財務府が作られた// としている。しかし、とにかく、制度的に確立するのは、ヘンリー一世の時代であろう。
- D. C. Douglas, E. H. D., Vol. II, pp. 486-9 and pp. 569-583;

117

(767)

(I)

V. H. Galbraith, An Introduction to Public Records, p. 38; Dialogus de Scaccario, ed. Ch. Johnson, Introduction; G.

H. White, "Financial Administration under Henry I", T.

R. H. S., Vol. 8. pp. 56-78; H. G. Richardson and G. O. Sayles, The Governance of Medieval England, 1963.

(約一一○○一一一六年イースタ) ウェストミンスター修道院長のためのヘンリー 一世の 令状

一〇〇一一一一八・五)

(一一○八・七一一一二七)など。 ウェストミンスター修道院長のためのヘンリー 一世の 令状

凹 Pipe Rolls, 31 Henry I のかの。

12

N. Cantor, Crisis, pp. 53 and 66

C. H. Haskins, "Adelard of Bath," E. H. R., Vol. xxvi, p. 497; C. Brooke, op. cit., p. 149.

 H. G. Richardson, "Gervase of Tilbury," in S. Thrupp, Change in Medieval Society, p. 90; C. H. Haskins, The Rise of Universities, 1923, pp. 12 ff.

N. Cantor, Crisis, p. 53.

🖔 H. G. Richardson, op. cit., p. 90

## **二 グレゴリウス改革への対応 (一)**

---神政君主制理念の再確認-

革の波は、世界支配を目ざす教皇至上権にもとづいて、皇がレゴリウス七世によりまきおこされたグレゴリウス改

いという色彩をおびていたがために、つまり王権の理論的響もさることながら、この闘争は、多分に理念における争でのべた通りである。しかし、この現実の政治に対する影で、これの現実の政治における影響は、前節の

ローマ教皇側の絶対権に対して、世俗君主が、理論的にどの反撃という現象をひきおこした。そこで本節では、この

主側における、自己の理論的裏付への要請、逆に教皇側へ基礎に対する教皇側の攻撃、この攻撃に対抗して、世俗君

対応策には、国家自体の発展の度合にしたがって、二種類のように対応したのかをのべることにする。しかし、この『『書音』の名文者に文し、『世代君ヨカ』理話音にと

主権の基礎づけに神の存在を必要とする。つまり、これま根拠となりうるまでに成長していない段階においては、君ある。いいかえれば、君主権が、それ自体で、その理論的

自体の世俗化が進行し、役人体制が充分に発展している場化の方向が、そのひとつである。もうひとつの対応は、国家での君主権基礎づけの理論、神政君主制理念の再確認、強

学に求めなくても、国家自体でその存在理由がみつけられ合に生れるものである。ここでは、国家の基礎をもはや神

げて、① 化が行なわれるのである。 は、 的見解として、 「ヨークの匿名著作家」(anonymous 本節では、 まず、

York), Hugh of Fleury, Ivo of Chartres の三人を挙 必要がなくなっていった場合であった。 次節にまわす。 神政君主制理念の再確認を説明しておく。後者の例 国家観自体の世俗 前者の代表 of

る場合である。

いいかえれば、

君主の神的基礎にこだわる

### ヨークの匿名著作家

は、 古風 司教ウィリアムズないしはその側近の一人がこの論文を書 く無関係で、むしろルーアンと関係し、とくにルーアン大 また一応著者と目されていたヨーク大司教 十一世紀後半より十二世紀前半にかかれたこの論文では、 な伝統的な神政君主制を支持している。 Н ・ウィリアムズが、この論文は、 通説を批判している。 カンターの通説にしたがって、 しかし、 Gerard とも全 本稿では、 著者について ヨークとも、

> した現象と考えられ、ますます著者がゲラルドであること 司教ゲラルドの立場が、途中で変化していったことと対応 導びきだされるほどであった。しかし、これは、 ⑤ 持したものと全く矛盾している。ここから、 持したものであり、のこりの十三編の伝統的王権理念を支 とも六編は、 を示しているように思える。 奇妙なことにグレゴリウス改革派の理念を支 著者複数論 ヨーク大

箇所をやや長いものであるが引用しておく。 権に関しては、 さて、この論文の王権に対する考え方を紹介しよう。 二 四 a の論文で論ぜられているので、 この 王

教徒、 れた。そして、 とおして行使されたように、 国王の権威は、神の権威である。 会内の聖なる祭壇の前で、聖別され(consecurantur)、キリスト 神の権威と聖なる教父の規定にもとづいて、 聖なる油により塗油され、聖なる祝福を与えられた。 つまり主の人民、神の聖なる教会への支配権を行使すべ かれは、単なる一人間としてではなく、 国王の権威は、 しかし、 神の権威は、 恩寵を通してなさ 国王は、 神の教

<

を進めていく。

この

3

ーク匿名著作家」の論文は、

全体のうち、

少く

応、

H・ベーマ

アやN・

ることであるからである。 司教より下位にあるとはいえない。なんとなれば、上位のもの 配する領主であり、すべての人々によりあがめられるに価する 恩寵により神となっているから、俗人とよばれるべきではない。 聖別されかつささげられた人もおらない。このため国王と同等 が、下位のものにより、聖別されるということはたびたびおこ あるからである。司教が、かれを聖別するといっても、 領主である。というのは、かれは、主要なかつ最高の聖職者で 主人であり、保護者であり、教師である。またかれの同胞を支 かれは、聖なる教会の最高の支配者であり、主要な牧師であり、 のものもおらない。それゆえに、かれは、主より塗油をうけ、 大きなかつより良い祝福を受け、神により大きくかつより高く たとえ多くそして同等のサクラメントではないにしても、より つ神とされた国王より上位のものが、おらないのは当然である。 かくも多くのまたかくも大きなサクラメントにより聖別されか かれが

est, rex sacerdos est としての国王の地位が確認された。 のである。 初期中世の、古い伝統的な神政君主制の理念を再確認した rex Messias est, rex sanctus est, rex christus et deus この文章より明らかなごとく、ヨーク大司教ゲラルドは、 国王は、 塗油 (unctio) により神性が与えられ、

> かくしてここでは、 神の恩寵による国王理念、 神政君主制

理念が擁護された。

1 を擁護している (Ullmann, p. 138)。 権力を二分し、二元論(両剣論)を持ちだして、皇帝側は自己の地位 W. Ullmann, A History, pp. 136-145 参照。 N. Cantor, Medieval History, p. 321. 大陸にかんしては、 ドイツの場合、最高

thern, The Making of the Middle Ages, p. 93, Cantor, Church, Kingship, pp. 174-196, esp. p. 176 Harvard Theological Studies, Vol. XVIII, 1951; R. W. Sou-G. H. Williams, The Norman Anonymous of 1100

2

(3) XI und XII Jahrhundent, 1899, p. 264 Böhmer, Kirche und Staat in England und Normandie im N. Cantor, Church, Kingship, pp. 174-196, esp. p. 178; Ξ

4 N. Cantor, Church, Kingship, p. 177 and z 166,

(5) shes Jahrbuch, 55 (1935), p. 251 ff. P. Funk, "Der fragliche Anonymous von York" Histori-

6 N. Cantor, Church, Kingship, pp. 191-2, N.

7 G. H. Williams, op. cit., pp. 155-180

### ヒユー・オヴ・フルリー

de regia potestate et sacerdotali dignitate ( | 1011-れは、そこの修道士であった。 フ ルリー修道院は、クリュニー修道院と結びついており、 かれの論文は、Tractatus

か

リー一世とその側近を目あてにしたものであり、またその提案した教説は、征服王王家との特別な関係により、ヘン教会より優位におかれねばならないとした。さらにかれが認めないのに反対し、社会の正しい秩序のために、君主は調している。グレゴリウスが世俗君主権の道徳的な性格を調している。グレゴリウスが世俗君主権の道徳的な性格を

そしてつぎに、教皇側の見解を紹介する。る誤りを指摘するためにこの小冊子を書いたことをのべる。の権威との間にみられる不和を鑑みて、両者を分けて考えかれは、まず、現在行なわれている国王の権威と聖職者

ためその影響力も大きいといえよう。

なく、 が 胞を支配しようとした人々に起源を持っていた、 的な欲望と、 ゆる罪をおかし、 わ n 神を無視し、 われの時代に、 書くことのできないほどの無礼と無鉄砲さで、 この世の創生期に悪魔にそそのかされ、 高慢、 国王はその起源をたどれば、 強奪、不信、殺人そして最後にあら と主張する人 神からでは 盲目

ない謬見であるかを証明する。

この見解はいかにつまらないものであるかは、『神によらない権威はなく、おおよそ存在している権威は、すべて神によって立てられたものだからである』(ロマ書十三章一)とのべている使徒の手紙より証明できる。この意見により、王の権威は、人々ではなく、神によって立てられ、この世におかれたものであることは確かである。

制の理念を確認する。さらに、かれは論を進め、このようにして、フルリーの修道士は、伝統的な神政君

主

れら二つの権威をおびることが定められていた。
・は、最も聖なる神秘によってのみ、彼自身の人格のなかにそ
・は、最も聖なる神秘によってのみ、彼自身の人格のなかにそ
この世が統治される二つの主要な権威は、国王のものと聖

と主張し、ここで王権と教権の二元論を明らかにし、かつ

書簡をひきあいに出す。④

そして、

この見解がい

かにくだら

とグレ

ゴ

IJ

ゥ

ス七世の、

ルマン

フォン・メ

"

ッにあて

121 (771)

の積極的な役割をも規定して、後者が前者に従属すべきことをのべている。そのうえ、王

と正義の狭い道にかれらをよび入れることである。の国王の職務は、彼に従属している人々を誤りより正し、平等

として、王権の役割をのべている。

は穏健であり、king-priest の理想よりは、俗権と教権の「ヨークの匿名著作家」に比べて、王権の擁護に関して

二元主義を弁護している。最後に、かれは

もちろん、国王への忠誠の誓いであったのだろう。とにかこのなかにある investituram rerum secularium とは、として、イギリスの一一〇七年の政教条約への道を開いた。

それぞれにニュアンスの差は認められるにしても、

これ

ある。
く、イギリスのグレゴリウス改革はこの線で落着いたのでく、イギリスのグレゴリウス改革はこの線で落着いたので

⊖ N. Cantor, Church, Kingship, pp. 226-234, esp. p. 228.

(e) Ditto, Medieval History, p. 321; Hans Liebeschütz, Medieval Humanism in the Life and Writings of John of Salisbury, 1950, pp. 41-42.

N. Cantor, Church, pp. 228-30. N. 71

എക്ക് Ibid., pp. 228-30

⊚ Ibid., p. 231

## イヴォ・オヴ・シャルトル

情定的な立場であった。 最後に、シャルトルの司教イヴォを挙げておこう。かれ 最後に、シャルトルの司教イヴォを挙げておこう。かれ 最後に、シャルトルの司教イヴォを挙げておこう。かれ 最後に、シャルトルの司教イヴォを挙げておこう。かれ 最後に、シャルトルの司教イヴォを挙げておこう。かれ

ないしは熱さめやらぬ時期であってみれば、 げて論証しようとしたのである。 らの論客は、 むを得ぬことであった。 王権が神に由来するという理念を、 グ レゴリウス改革の渦中 これもまたや

全力をあ

၇ံ့®

に、

1 ship, pp. 202-215. N. Cantor, Medieval History, p. 321; Ditto, Church, King-

#### Ξ グレゴリウス改革への対応 (二)

国家理念の世俗化

をも生みだしたのである。 念の世俗化、 まらず、 た神学的証明の彼岸において国家を基礎づけるという方向 前節において、 しか 国家機構の整備という事実を背景にして、 つまりセオクラシー的思考をつきやぶり、 グ V 神政君主制の理念の再確認についてのべ ゴリウ ス改革の余波は、 これだけでとど 国家理 ま

 $\exists$ 

念は、その世俗化の第一歩として注目すべきであろう。

ツブ ラウテンバッハのマ だけ影響を与えたかは十分検討してみなければならないが この世俗化の最も早い例として、これはイギリ ル クの大司教ゲープ 、ネゴ ハルトにあてた書簡が挙げられよ ルトが、 十一世紀八十年代、 スにどれ ザ ル

ン

あなたは、

ある哲

(十字軍への)

をたてた。

しかし、

神はあ

ここに、人民の抵抗権を認めたのでる。 はとうてい不可能ゆえ、 民である。 に攻撃を加えた。 側にとっても危険な思想であった。なんとなれば、これを ことになったからである。この人民主権論からする国家理 国王側が利用すれば、 人民主権理念をもって、 かれは、 しかし、この権力を、人民全体で行使すること 教皇側のイデオ つまり、 教皇からの攻撃の彼岸に国家をお 支配者に委譲したのであるとして、 国家権力の本源的な担い手は 世俗君主側の神政君主制 口 ーグとして、こともあろう この理念は、 理念

政治理論である。 ebert アンジュヴァン王朝の創設者となったヘンリー二世の父ア ン・ ジュー伯にあてた一書のなかにみられるのである。 第二の世俗化国家理念として挙げられるものは、 が、 オヴ・ソールズベリーにより発展、 後にイギリスとフランス西半分を領土に持ち、 これは、 一一三一年ット 展開させられる ル 大司教 後にジ Hild-

のところへいけるだろうが、 なたに、一つの職務を与えた。 職務をはたしても聖者はあなたを あなたは旅をして聖者の記念物

うことができるかどうかをよく考えてみたまえ。そうすれば、 のを助け、すべてがあなたのために生きるように、すべてのた 否定はしないだろう――自分の宮殿にとどまり、悩んでいるも これより大きく、 の車中と同じく良いものである。しかし、もし、行政の成果が、 な仲間に加わりたまえ。 ただちに、楯をすて、剣を権標にかえ、すぐに出ていき、愉快 おぼえているだろう。旅の成果でもって、職務の破薬をおぎな の宮廷の宗とし、法により自分を支配し、愛により家臣を支配 めに昼夜兼行で働け。 めに生きよ。国家(rei publicae)のために生きよ。それのた かつ望ましいものであれば——だれもあえて 依怙贔屓せず、差別のないことを、 かれらは、 ソロモンがいうように、 自分

は世俗的行政におかれ、 と断定し、 秩序の尊厳性を強調し、それへの奉仕こそ君主最高の義務 遠征という宗教上の奉仕よりも、 この引用文から、うかがわれるように、ツールの大司教 世俗領主に、政治の重要性を強調している。 宗教の重要性を否定したわけではなかったが、 かつ伯にこれをすすめている。もちろん大司教 1 、わば、 伯領内における世俗社会 基礎は、 神政君主制 十字軍 力点 理

Policraticus のなかの暴君殺戮論へと展開されるものであったられている。形容矛盾かもしれないが、ここでまず神がとられている。形容矛盾かもしれないが、ここでまず神がとられている思想は、息へンリー二世の政治思想にも影らになった。これは世俗化への一歩前進であろう。ここにうになった。これは世俗化への一歩前進であろう。ここにうになった。これは世俗化への一歩前進であろう。ここにうになった。これは世俗化への一歩前進であろう。ここにうになった。これは世俗化への一歩前進であろう。ここにうになった。これは世俗化への一歩前進であろう。ここにうになった。

主国(New Monarchy)の建設の下での国家の考え方を問つぎに、一一五四年よりヘンリー二世を中心とした新君

題としたい。

1

る。

- 一十四世紀におけるその理論―』史学雑誌七五編四号、三八頁。H・ヘルビック・樺山紘一訳『ヨーロッパ中世の人民主権理念―十
- ② 前掲論文、三六頁。
- R. W. Southern, The Making of the Middle Ages, p. 95 Ibidem (Fp. I. 15. Patrologia L, Vol. 171, 182)
- ) G. O. Sayles, The Medieval Foundations of England, pp 325 ff.

5 4 3

著作のなかに表明されている世俗化された国家理念を析出 か narchy 発展状況ならびに役人自体の性格を分析し、 ヘンリー二世の役人たち(Richard Fitz Nigel ム Ranulf Glanvill) の代表者をつかまえ、 の実体を明らかにしよう。 本節では、 ヘンリー二世治下における役人体制 神政君主制の亜種であるが、 さらに、 その役人のな secular その mo-

叙述しておけば、つぎのようになる。 ® 整備状況ないし、 般的な状態を、 具体的に、 役人自体の性格を検討しておく。 S・B・クライムズの一文を借用して ヘンリー二世当時 における役人体制の する。

は、

た財務担当の機関となった。

地位と尊厳を持つ役人となった。そして力点は国王の使用人と 文書部 (Chancery) と財務部 と「国」の役人との発達してゆくあの課程が大幅に進展した。 という地位を、 いうことであったにしても、 た。そして、その首長である文書部長官(Chancellor) 立するようになり、 一八九年ごろまでに、 徐々に獲得しつつあった。 それぞれが、 宮廷のなかから、 半ば大臣の性格を持つ、 (Exchequer) 独自の機能を持つようになっ 財務部は、 国 がはっきりと独 の行政機関 この機関 国の大官 が高い

de

賢明で巧妙な構成をもつ、規則のととのい、 詳細に説明しているように、財務行政と会計検査にかんしての 我国最初の論策である例の有名な「財務部職務教程」 「創設者のひとりが、一一七七年ごろ著わした行政にかんする 組織のゆきとどい

0)

この府の長官 世には、 を実行するにさいし、財務府の役人がいかなる役割をは 象徴しているように思われる。 り、この時代の発展は目ざましいものがあった。この時代に、 おいて最初に分化した政府の部局となるに至っ すものであろう。 おくことが規定された。これは、 一一九九年から、 この文章の前半部にのべられている chancery (書記局) scaccario (一一七九) があらわされたことも、 リチャード一世時代 Hubert Walter により完成され、 正式の部局の印章を持つ財務府が、 Richard Fitz 財務府についても、 書記局の文書にはかならず写しを残して Nigel によって この書物には、 この局の制度的確立を示 11 ン IJ  $\equiv$ た③ 国王 一世 1 dialogus 一の政 のであ ッ 0) 治

125 (775)

さ

か

なる命令

にもしたがわないという官僚的態度がしるされており、

またこの役人が国王の意志以外のい

したのか、

であっ らには、 なっていた。 院である上 の対話篇によれ た下級財務府 級財務府 古い方は、 ば、 (inferius scaccarium) (superius 下級であり、 財務府は、 scaccarium) の二つか かつてはト 主要な役人には、 Ł,  $\nu$ ジ IJ 検 杳 1

れ が十分に確立していることが示されてい ් දී もらう。 る。

The clerk of Thomas

そ

Brown Treasurer's Treasurer Clerk Chan-Chancellor's cellor's Scribe of Consta-Scribe Scribe bury Thomas Brown 10000 1000 100 20 Sheriff Sheriff's clerk Clericus's Calcula-Cutter qui preest of Tallies tor Scriptorio

府

も整備

されて、

**F** 

図

のように席順もきまっており、

フ

か

5 シ

0)

farm

of

the

county"

を監督した。

0)

II.

IJ

フ

は、

自

分の請負った金額を支払うことにな

出

席し、

検査を厳重に行った。この上

藙

財

務 + 格 1

府

テ

シア、

チ

t

ラ

ļ

=

ン

スタブル、マ

1

シ

する貴族

を

財

務府

の

H

ンル

と呼ぶ。

またこ

の上

級

財 出

務 席 任を持っていた。 ®

۴

ジ

tr

ラ

1

G.

·財務府

0) 玉

チ 庫 フ

ンバ 0) ル

1

は、上級財務府

にも セ

出席した。

ここには、首

相

ジ などが

٠,  $\nu$ 

ス

た金額を示す木製の割符を管理したり、

たり、pipe rollsの保管をしたり、シ

æ. IJ

から納入され についても責

躍してい

た。

か

れらは、ドゥ

1

ムズデイ・ブッ

ŋ

の保管をや

ほ

か、

前記

書記、

P

チ

I

1

シバ

V

1

ン

の助手など小役人も活

係)、そして二人の財務府のチェインバレインがいた。

ジ

ャラー、

その書記

(主任会計士であり、

主任現金出

Bishop of Winchester
Justiciar
Chancellor
Constable
Chamberlain
Chamberlain

Marshal

ひと目で、

納 を

まずイ

ス

ダ

のとき、

半 額

納入し、このとき、

割符

0) 1

割符には、

きずがつけられて、

入金額がわかるしくみになっていた。そして残り半分は、 ミ カエ ル祭のときにおさめれた。

土地、 なお、 つまり官職附属の土地もみいだされる。 ヘンリー二世当時になれば、 トレジャラー附属 の

0)

さて、

かれは、その序文でつぎのようにのべている。

この財務府の体制整備がおしはかられる。 五年) pipe rolls (great rolls of the exchequer) を作った。こ のものが現存しているが、 推定できる。さらに、この財務府は、毎年ミカエル祭に、 の文書は、古くはヘンリー一世治世三十一年(一一三〇年) ンリー二世のときには、 これらが、 以降とぎれることなく、作られていることからも、 財務府の全貌である。これらの事実からもへ 役人制度が整備されていたことが ヘンリー二世治世二年 

こう。父は、 府の長官、 であり、 かでさぐってみたい。まず、 する考え方を、 つぎに、 イリで養育され、 トレ この役人体制のかなめをなす財務府、 ヘンリー一世の財務府の長官 Nigel of Ely ジャラー Richard Fitz Nigel の国家に対 かれの著書 ここで教育もうけた。そして、 dialogus de scaccario 彼の経歴を簡単にながめてお この財 の 務

clericus qui preest scriptorio となり、

一一五八年父が

は

かれらの国の法から、

時にはかれらの心のなかにある秘密の

買いとったトレジャラーのポストを彼に与えた。 の経歴を持ってい 躍した。 + Roger of Salisbury, Nigel of Ely と同様、 『財務府対話篇』を書き、その後は、 ードが二八歳の時であったらしい。 根っからの役人といってよい。 そして、 ヘンリー 裁判官としても活 これはリ 世俗役人 一一七八 一世時代

年

チ

護することによって、 みならず、かれらの地位によって国王に加わるこの世の富を擁 い。……そして、われわれは、王権の栄誉が示された優秀さの 持するのと、 者としての王や他の権威につかえることにより、神の諸法を維 なら、神によらない権威はないからである。それゆえに、 従しなければならないし、また従属しなければならない。 神によって立てられた諸権威には、全幅の恐れをもって、 牧師としての性格とは調和し、矛盾はしていな 国王に奉仕すべきである。これにより栄 なぜ 服

になるし、富を持つものは、

敵を餌食にする。この富は、 国王自身のものではなく、

いつ

法の厳格な手続によって、

気まぐれな富の消長に依存している。富を欠くものは敵の

誉が与えられるし、この栄誉は権威につながる。

国王の権威は、

も、家臣は、国王の行為を疑問視したり、非難する権利はもたない。……もちろん、われわれは、主に、思慮分別、堅忍不抜、中庸節制、公明正大や他の諸美徳でもって、王国が統治され、中庸の世の支配者は、全権力をふりしぼって、これらを実施しなこの世の支配者は、全権力をふりしぼって、これらを実施しなければならない。

る。

工夫から、

時には単なる気まぐれの権力から生れるのだけれど

家理念の世俗化をおこなったのである。 世俗的活動に全幅の信頼をよせ、 にもとづいた正しい活動に国家存在の意味をみいだし、 奉公をといている。 が使用されているが、 などを引用して、 最初、 聖 書。 7 神政君主制理念を証明するときの常套句 書十三章一やペテロ第一 つまり、 世俗君主の活動、 国王を絶対視し、 これに対する役人の滅私 かれを頂点とする の手紙二章十三 国家の、 徳 国

化は、国王の城郭と領主の城郭の一一五四年から一二一六対化への道を一歩前進せしめたのである。この国王権の強封建領主への軍事的依存度を減少させ、さらに国王権の絶また、この財務府の発達は、『軍役代納金』の制度をままた、この財務府の発達は、『軍役代納金』の制度をま

リー二世の時代における王権の拡大が如実にしめされてい年には、九三対一七九と、二倍にまでさがっている。ヘンれは二二五と実に五倍も多かったのにくらべて、一二一六ンによれば、一一五四年国王の城郭四九に対し、領主のそ年までの比率の変化をみてもよくわかる。R・A・ブラウ

るが、 代であった。 躍進」 ら裁判活動を十分に遂行し得たのは、 うにして、 地係争を含む民事裁判を国王裁判所に訴えさせた。 判官制度を完成させ、 り近代イギリスの基本的な法コ 離のなかに、 成長やクラレンドン法にみられる国家と教会の意識的な分 まさに、 さて、 民訴裁判所が分出していった。 の時代であり、 裁判制度の発展においてもみるべきものが ヘンリー二世の時代は、 D • M コートより第二の分技 近代国家の芽ばえをみつけだしている。 かれは、 ・ステントンのいう 私的な封建的な裁判権を破壊し、 祖父ヘンリー一世が導入した巡回 E バーカー モ 財務府の発展に特徴があ ン・ ^ ーアン は、 徐々に増加しつつあ ン 口 第一の分技は財務府 ŋ 1 一二世 この裁判制 ジュヴァ が 確立され あった。 このよ ン 度の の大 つま 土

揮し、 判 には、 られる。 研究を積んだ専門的職業法律家が、 訴訟手続に関 をあらわし、 legibus et consuetudinibus regni Angliae ン か わることになった。 ス ス かか れは、 ۲ 六三ー一一七〇年ョー ての面 テ |所の裁判官と巡回裁判官に任命し、一一八〇年には カシ となった に 整備された役人体制の総括者としてのジャ + 国王の行政 かえりさい 高級役人として、 目 アに任命し、 0) おそらく発案者) これら専門家の が躍如としている。 シ Ranulf Glanvill この書は、 する書物として権威を持ちつづけたのである。 IJ Ź, た。 この経歴からも、 裁判事務を処理していっ こうしてラヌル 一一七五年再びョ このさい、 ブラクト 'n っであり、 ® な 国家の存在そのものには、 シャの か に が注目される。 このか シェ ンにより克服されるまで 国王は、 この司法改革の担当者 行政官として手腕を発 ヘンリー二世治世末年 ーリフ、 れが 国王の忠実な役人と フは国家の中枢 Ţ ŋ tractatus たことがあげ かれを国王裁 シ 一一七三年ラ ヤの元 (1187-1189)か ステ 'n は 疑問 1 にす のポ ジ + シ

> である。 ろうと、 章がみられる。 じてない。 を感じなかったであろうし、 に残されているとしている。 与えられたものであるゆえ、 とつの明 わらなかっ ン・ 権 るにすぎないが、 オヴ・ソー 国王自体が最高の存在であるという思想―を示す文 グ 中心部とにかわらず権力を持っているという考え 確な主権者(superior) ただ、 ラ たであろう。 ンヴ つまり、 1 全体として訴訟手続が詳 ルズベリーのようには、 よく読めば、 ル の場合、 ある一 か n 言葉をかえてい それを監督する権利 は また宗教的基礎づけにはこだ がしい すべての裁判 定の領域内にお ところどころに、 国家理念そのものを、 かなる辺境の地域であ 細 正面きっては論 えば、 にのべ は 、ては、 は 国王より られ 国王 世 国王 至 君

上 Į, 7

この当時生れつつあった学校

(北フランスに多い)

~

る法律家

の存在があっ

たからである。これには、

前提とし

訟が、 決裁された。 つされるべきである。このような場合、まず州裁判所にうつさ る国王の法廷にもちこむ。 この 類の法廷が、 最初に主なる国王の法廷にはこない場合があるが、 権利に関する上述の訴訟は、 かしながら、 権利の欠如を証明されたときは、 そして、 時々、 この権利に関係するある訴 上述のように裁かれそして 直接に、 か つ最初 そこからう 主な

主権による一元的支配権が認められてい

たのである。

な種

が結論づけられる。 (head) であるという理念がよみとれ、 代理者という考えはなく、ひとつの領域内では、最高の人 でのならぶことなき権力をみとめている。ここでは、 力を持つ」を引用して、 者ウルピアヌスの法諺「君主の嘉するところのものは法の 権を認める一文がみいだされる。 また、 その著書の序文には、 国王の意志は法に等しく、 もっと明確な、 かれは、 国家理念の世俗化 р I 7 の法律学 国王絶対 神の 国内

目立つ。 とめられるのは、十三世紀末であり、イギリスの早熟性が最後に一言つけ加えておけば、フランスでこの権利がみ

は、 発達を背景として、王国の基礎のひ弱さを「神的基礎」に ギリス王国の発展は順調であった。このような役人体制の 王が不在であっても (不在率九五% 求めることにこだわる必要がなくなり、 このようにヘンリー二世の時代における役人体制の発達 顕著であり、 次世代のリチャード一世の時には、 ――クライムズの算定)、イ IJ チャ Ì ۴ フ 国 1

ている。従属的な役人となる、

−特に一一七○年以後、中流階級より人材を集め、

国王に

とし、

地方組織の中央集権化を示し

るという世俗君主万能の理念が生れたのである。権力は絶対的であり、その存在は疑う余地のないものであッツニゲルやラヌルフ・グランヴィルがいうように、君主

- 二世時代には、シェリフは、国王の意志により、ほとんプティ・デェタイは、W・A・モリスによりつつ、ヘンリヘンリー二世の役人体制の確立をうかがいみておく。最後に、地方行政組織とくにシェリフのことを附言して、これまで主として中央行政組織を主としてのべてきたが、

監視可能な人物にできるだけゆだねる、 大領主の手中に入る、三 方大領主、二 征服後―国王より任命されたが世襲化し、 中央集権化を暗示している。 どといってよいほど近代的な型の役人にかえられたとし、 段階的に綜括すれば、 ヘンリー一 アング H 世一 ・ サ 四 ・クソ 国王が信頼し、 ヘンリー二世 ン時 代一地

ズベリーが、これらヘンリー二世アンジュヴァン王朝の最後に、この当時、第一級の思想家ジョン・オヴ・ソー

ル

なったのかを Policraticus を材料にして検討しておきたい。 新王国組織に直面して、どのような国家観をいだくように

- 1 ス憲法史』日本評論社、一一〇頁。 S・B・クライムズ・川北洋太郎・小松茂夫・杉原泰雄訳『イギリ
- 2 blic Records, 1934, pp. 15-34, esp. pp. 20-21. V. H. Galbraith, An Introduction to the Use of the Pu-
- (3) 4 pters in Mediaeval Administration History, p. 45. 二六五頁。最も古い分枝―財務府(Exchequer)の項目。Tout, Cha-Dialogus, p. xx. プラクネット・イギリス法研究会訳『イギリス法制史』総説篇上、
- N. Cantor, Medieval History, p. 463

(5)

- 6 Dialogus, pp. 8-14; Petit-Dutaillis, op. cit., p.
- 7 Ibid., p. xlii.
- (8) pp. 289-324, Archaeologia, 74, 1924 が挙げられる。この割符の習 慣からも、この当時の文盲の度合が推定できる。 367-380, Archaeologia, Vol. 62, 1911; Ditto, Medieval Tallies, Tallies の研究には、H. Jenkinson, Exchequer Tallies, pp.
- (9) Ch. Johnson, Introd. to "Dialogus de Scaccario" p. xvi.
- 0 Documents, Vol. II, pp. 569-583 V. H. Galbraith, op. cit., p. 38; D. C. Douglas, Eng. Hist.

(ŽI)

Texts., 1965, pp. 136 ff.

- (I) Ch. Johnson, Introduction, pp. xiv-xv.
- 12 Ch. Johnson, Dialogus, pp. 1-3 W. Ullmann, A History, p. 133; Petit-Dutaillis, op. cit., p.

13

(14) 122 1965, pp. 213 ff. W. Hollister, Military Organization of Norman England,

- quest and Ŭ Barker, Church, State and Education, 1957, p. 68 M. Stenton, English Justice between the Norman Conthe Great Charter 1066-1215, 1965, pp.
- Ditto, Law-finders and Law-makers, Helen Cam, England before Elizabeth, 1961, pp. 86-92 1962, pp. 217-8
- N. Cantor, Medieval History, p. 462

(17)

**6** 

(15)

- プラクネット・前掲書、二六六頁以下。
- **(19** (18) プラクネット・前掲書、三五頁・注 (E) °

**(20** 

- 54-63. かれグランヴィルは、前任者 Richard de Luci と同じく、 というニックネームをもらうほどであった。 の原動力となった(同書、三八頁)。Richard de Luci the loyal modest feudal 出身であり、同様に、国王への無類の忠誠が、出世 E. J. West, The Justiciarship in England, 1066-1232, pp
- Encyclopedia Americana, Vol. 12, p. 681
- **(21)** Society in the Thirteenth Century, pp. 109-110. S. Thrupp J. R. Strayer, The Laicization of French and English
- Glanvilla vocatur ed. by G. D. G. Hall, Nelson Medieval Tractatus de legibus et consuctudinibus regni Anglie qui

Change in Medieval Society 所収。

- 憲主義その成立過程』昭四十一、九七頁。 マクヮルワインは、反ナチ 的思想に急でありすぎるようだ。E. Baker, op. cit., pp. 65-6 Tractatus de legibus, p. 2; マクヮルワイン・森岡敬一郎訳『立
- B. Chrimes, An Introduction, p.
- T. Appleby, Richard without England, 1189-1199, 1965.

(26) (25)

Medieval English Sheriff, 1927 を参考にしている。 Petit-Dutaillis, op. cit., pp. 126-7. お非 W. A. Morris, The

こで、 改革後 に感じたときにかかれたものであり、③ 亡命、 英し、 三年には、 国 の書』)がかかれたのは、 に、 教使節として活躍した。その後一一五三ないし四年に、 ク 最初の本格的な国家論であり、 たものである。 たと思わ の新興の学校で教育をうけたのち、 一一三〇年代後半より一一 ーリアに入り、 世俗国家がまさに建設途上であり、 ジ の中枢にいた Chancellor ト カノン法やユスチニアヌス法典の手ほどきをうけてい この ンは、 0 か 大司教の有能な書記として働き、 われる。 る。 国家観を理解するうえで、 れ暗殺後は、 書物を分析することは、 1マで、 おそらく中位の社会層出身の牧師と考えられ、 本節でとりあげる Policraticus しばらくはカンタベリーで、一一五〇一 教皇の書記ないし教皇庁づめの大司 7 シ ウグ 一一五九年であり、 ャ ル 四七年まで、 ኑ ス チ ル したがって、 1 の司教となった。 ヌ マス・ベケットにささげ ス カン 十二世紀後半の、 重要な意味が の その書物は、 権力の大きさを痛 ベ タベリー大司教 一种 シ ケットととも + グレゴ アンジュヴ ル の 国 1 (『政治家 ある。 ル その間 リウ 当時王 以来 P つま パ 帰 そ ス ゎ 切 7 Ō IJ

観が成立するが、それ以前の、国家観を明らかにすることた新国家観、国家自体の道徳的性格を肯定する世俗的国家り、アリストテレスの政治学導入後、神学的証明を超越し

になる。

る。 ④ ゴ における政府に関する教権的理 divinity) となり、 主要任務は、 の手より受けとるべきものであり、 するものとした。さらに君主の剣を振るう権力は、 を超越する教皇をおき、 信者の団体でもあった。 によれば、ラテン・キリスト教圏と同一のものであり、 国 ていたのであり、 ているとき、 IJ 通説によれば、 (respublica christinana) を想定した。 ウ まさに、 ス派の ジョ 代表者であ 悪の撲滅にある。 その支配者は、 王権の、 ジ ン さらに国王の意志は、 Ħ 才 ン 教皇の法は、 そして、この頂点には国民 は、 ヴ 神からの由来を明らかにして たの • ソ 神性の化身 包括的なキリ この目的実現のため統治し 念の代弁者、 1 ル ズ したがって、 べ 無条件の服従を要求 リ 1 (the えト 神の法に依存し これ は つまり、 教 image は 的 十二世紀 君主 聖職 や王 な共和 か 全 0) n

伝統的: きない ジ であったのである。 ⑥ という新し とき感じたおどろきであり、 か で活躍して、 定できない事実であろう。 == ったであろうかれ つまり、 のだろうか。 な教権 0) ポ い体制を、 IJ おそらく、 クラティ 制 限定はされているが、 的な理念であった。そして、これはまた否 が、 たとえばブラッ したがって、 理論的に組入れたものとして把握 ク スは、 教権制 1 ギ しかし、 それに由来する国家観の修正 ij ) ス 的な政治思想以外は知らな ル の 中央集権化された王国 国家の クマンが 7 大切なのは ン人がもたらしたも 現実に直 いうように、 面 口 した I 7

想は、

国家が、

上位にある教会に奉仕すべきであるという

|政治家の書』を分析してみる必要もあるようだ。 このような視角から、 で

"支配者は、人民の同意かある そこで、次には、このような観点より分析しよう。 ル ビックによれ ば ジョ は、 いはまた神的な任命に Policraticus のなかで、 ょ っ

承認は、 めてい い る 11 、 る。® とし、 務に就きうるとしても…… 教会の地上権力に対する優越の強調と結びつ またホ ジ Ħ 1 ジ の なか ンガも、 に流 その講演 n てい "人民の る人民 前ゴ 主権的 主 シッ |権理念を認 ク 権 精神 利 Ċ 0)

> かの考え方はしておらなかっ もちろん、国王と国民の契約とか、 とのべられており、 あり、あたかも神の権 て統治を行う。 こでも古代哲学者の口吻を真似ていますが の人ソールズベリのジョ 彼が自らそのしもべであろうと思う民衆の意志に従 彼は、 人民を、 |威の現世的模像のようなものでした||® 個人の形で現わされた公けの権利で ン の 国家理念の中に導入している。 なかで "君 国王に無関係な団体と 主は 法律を尊重 彼はこ

ことを主張し、 れねばならない"として、 方〃すべてのことは、 しまとめて、J・ 以上のように、 このように複雑に思想が入りまじっ 世俗君主権 人民を考慮に入れているかと思えば、 ディ 丰 君主のみの思慮分別によって決裁 ンソンに即して、 の絶対性を強調してい 『財務府対話篇 てい るので、 ジ の著者と同じ ン の王権 もう少 他

念を整理すれば、 か 'n は、 国王の性格をつぎのように規定する。 つぎのようになる。

代表者である Tomus 199, Joannes Saresberiensis) 国王は、 (五章二、 丰 ij えト 五四〇—一頁…J. 教的共和国 (Commonwealth) . 国王は、 Migne, Patrologiae この国 0)

(783)133

な思想となっていく。 また別のところでは、 ある人民主権論理念のような主張をしてい ジョンは、 nicide の思想の持主でもあり、 さらに暴君 ても、祖先への尊敬は、長所や美徳を圧倒しないのである より生れるのでない。 であった。この思想は、 えられ、 の考え方は当時復活しつつあったローマ法思想と同列に考 同体のものであった(五章四、五四四一八) がそのなかに立つ Universitas ないしは、 有者であり、 考えねばならない (四章三 五一六一八) として、 人民出席のもとに選出されるべきであるとしている。 人民の代表者としての、 このような国家理念の世俗化のひとつの表現で (tyrant) は、 彼の行動は、 (四章一、五一三一四)、四 さらに、 なんとなれば、 次世紀には、 自分自身のものではなく、 君主は、 殺害してもよいという tyran-国王の世襲権を否定し、 人民の反抗権も認めている。 Б. かつ僕としての国王理 この世における神の化 国王の権 最もオー 王権の援与にさい のであり、 る 組織化された共 国王は、 威 かと思えば - ソドッ は、 これら 官職保 肉や 国王 国王 ク Щ ス 念

体には、 その職務を執行する聖職者に従属している して、 身 try) は、 手段処理に全責任を持ち (六章三四)、自分の統治する全共同 ことをすべて行い、 たとえば、 国王の義務について論じたものといってよいほどである。 国王を神の代理者と考えている。 共和国の頂点におかれたものあり られたものであり (四章二)、 主の権威は、 を通じて、 あり(四章三)、役人の悪行を抑圧し(五章十)、公けの安寧の 々と論じている。 は、それゆえに神からであって、 か (四章一、五一三一四) であり、二 れは神のみに従属し、この世においては神を代表し、 "全権威は、 人民によるのではなく神によって与えられると 国王は、 かなる不幸なものがおらないように支配すべき それを行使した# 悪を罰し、善をたたえるために神によって作 実にポリクラティクスの大部分は、この 臣下にとって父であり夫であるべきで 神に由来する。 自分の臣下の安寧と安全のため必要な 兀 (四章一、五 君主は神の支配により、 かれは、 さらに、 (五章六、五四八—五四)、 統治する権利 君主が持っている権威 一三一四)、三 国王の義務を長 常に従属した手 (五章三) として、 (Minis-Ŧî.

である(六章六)とし、

才

ット大帝即位式の誓約と類似した

共通

利益 四一五)、

の管理者であり、

=

Æ.

\_

国王は、

人民の下僕として自分自身を 公的性格をおびている

(四章

に苦心をするであろう、 善を追求するがゆえに、 持つことを肯定しているようである。 神の存在をおきながらも、 をお ように国家を悪なるものとして否定しさらずに、 分を構成しているなど、 を条件に、 か を通じて共通 またその善政をひくための テ なけ ジ 的活動を追求 V ていることであろう。 れば、 正義の確保を保証 な性格 は、 玉 息子への 家観 このように矛盾し、 退位を強制 が してい のべられ に 強調 相続権がゆるされ、 るときには、 歩近づい でれていることは、 最高の てい 国王の倫理的 しなけ されてもしかたがなく、 国王 国王は、 つまり、 ් වූ ග たものといえよう。 共同体であるとしたアリ れば、 の義務が 中世 それ 善政、 かし、 後期には、 グ 暴君として排斥され、 わば、 自体で存 v かれ 道徳的行為に力点 人民の安寧、 ゴ い 玉 ともか リウ 40 の著書の 王は善政 かえれ 国家は その調 在理 基礎 Ź か 七世 \*つ善 最 には、 大部 亚 をひ 由 ば 両 整 高 ス を 倫 0) 和 政 者

> 後世になれ ての政治理念をひとつにまとめて、 対立する立場を持ようになるのである ح れらの理念は、 それ 叙述してい ぞれ 勍 の道をたどり、 るのであり、

ば、

近代になれ

ばこれ

とは相ば

対立する、

国王権

0)

Patria-

相

見解をのべており、

ここには、

人民主権

論

とは別

の、 、

Ų >

わ

社会は教会の指導ではなく、 自信あふれるア より始まったヘンリー二世治下での強力な新 かれが、 治理念に多大の影響をうけてい 教皇庁とつながりを持っていたジョ 意を向けてみたりして、 このべ なか たり、 れ つまり、 領主、 た法制 に、 0) 王権 なかには、 一一五三年に帰英し、 彼本来の信念の動揺がみられるといってよ 司 度、 の重要性を指摘してみたり、 ン 教、 ジ 財 五三年までフラ 騎 このように、 政機構を通じて、 -1\_ ヴ 弌 7 混乱してい 農民などすべてが、 ン 政府に指導されてお 国家体制を観察し、 目のあたりに、 たと考えてよかろう。 シ 教皇の至上 ンは、 ス たのでるが、 人民たちの意志を強 G. 口 人民 教皇庁公認 1 権 国家の建 マで活躍 王 の存在 一五四 をとなえて 一権を軸 1 の混 ギ ・リス の政 いかろ 年 0)

う<u></u>@ 0) 2

か

制し、 されて、 して動いてい 由では 王権の重要性、 なかっ る現実に直面 たと考えてよかろう。 『財務府対話篇』 したとき、こ つ の動きから まりこの と同 視され 現実 か れ に は

披瀝している。

つまり、

この当時

の中世人が懐きうるすべ

種

K

な王

権

につい

ての考え方を、

自

に

まり、 要性を認めざるを得なくなっのではないかと思われる。 悲観的なアウグスチヌス的国家観からのささやかな離反の 存在理由を持つことを認めたことに他ならない。これは、 求にもとめ、これをしているときには、 世俗君主権の評価、 ることであるとして、いいかえれば、 にそいながらも、 N ・カンターがのべるように、 国家の目的は真理を認知し、 ヒルデベルトのいう世俗的な行政の重 国家の目的を徳の追 伝統的な教権的理念 国家はそれ自体で 行徳を報 つ

社会の指導者、 より近代への転換の第一歩と考えられよう。 教権制的な国家観をすてきれず、そうかといって、 と妥協した最初の教会派政治理論家といえよう。伝統的 る政治上の変化 くりかえすが、この意味で、ジョンは、 国家に道徳的性格を附与したかれの解決方法は、 世俗君主をも無視できず、 世俗君主制の成長 中世高期におけ 両者を、 に直面 調和 新興 中世 これ 0 な

この素地をなしたものといえる。 国家理念の世俗化が大いに促進されるが、まさにかれは、 次世紀には、 アリストテレスの政治学が導入され、この

- 1 16, p. 164; Ch. Petit-Dutaillis, The Feudal Monarchy, trans Texts, 1955, pp. xii-xxiv; Encyclopedia Americana, H. E. Butler and revised by C. H. L. Brooke, Nelson's Med The Early Letters (1153-1161)," ed. by W. T. Millor and Introduction to "The Letters of John of Salisbury, E. D. Hunt, p. 119.
- 2 昭四十、ソールズベリのジョン、一九三三年、 ホイジンガ・里見元一郎『文化史の課題』文明研究所シリーズ4、
- N. Cantor, Medieval History, p. 392

3

4 Kirchenlehre Johns von Salisbury, Gotha, 1894 が結論づけて ゴリウス七世派の代表者であると P. 45-62. なお Liebeschütz によれば、ソールズベリーのジョンはグレ and Writing of John of Salisbury, 1950, pp. 40-44, and pp. p. 120; Hans Liebeschütz, Medieval Humanism in the Life dle Ages, p. 115 n and pp. 121-124; Petit-Detaillis, op. cit., いるとのべている(四頁)。 W. Ullmann, A History of Political Thought: The Mid-Gennrich, Die Staat-und

第一歩といえよう。

- (5) p. 120; L. Wanlass, op. cit., p. W. Ullmann, A History, p. 124; Petit-Dutaillis, op. cit.,
- N. Cantor, Medieval History, p. 392
- n Zeitalter Kaiser Friedrichs I", H. Brackmann, "Die Wandlung der Staatsanschauungen
- ヘルビック・前掲訳論文、四○・四一頁
- ホイジンガ・ 前掲書、 一三六頁; Policraticus, IV. I

9

(8)

7 6

10

- Petit-Dutaillis, op. cit., p.
- (I) Ibidem

(12)

John Dickinson, "The Mediaeval Conception of Kingship

cus of John of Salisbury", Speculum, Vol. 1. 1926, 帝を人民の代表者(representative)ないし代理者(vicar)と呼ん のに基づいている。 I マ法によれば、 Some of its Limitations as developed in the Policrati-皇帝の権威は、ローマ人民が彼に権威を附与した 中世のローマ法注釈者 (glossator) たちも、皇

- (Î3) Dickinson, op. cit., p. 313; O. Gierke, Pol. Theories, p. 122.
- (4) Dickinson, op. cit., pp. 315-6
- (15) 封建思想に由来しているという。 Medieval Political Theory in the West では、これは(反抗権) Ibid., pp. 325-335; R. W. and A. Carlyle, ⊳ History of
- (16) (T) entsprechend der theokratischer Anschauung des Johannes princeps "in dem besonders eindrucksvollen 4 Buch Thought in the West, 1932, p. 321 Ibid., p. 313; C. H. McIlwain, The Growth of the Political pp. 319-20; A. Brackmann, op. cit., p. .~ " der " ist
- (18) Ç McIlwain, op. cit., pp. 320 f

は、 3

frühmittelalterlich bestimmt."

- (19) 140 and 141 Dickinson, op. cit., p. 314; O. Gierke, op. cit., p. 146, Z
- (20) 6. Dickinson, op. cit., p. 314; Haus Liebeschütz, op. cit., McIlwain, op. cit. Ģ
- 21) Dickinson, op. cit., p. 335-7
- N. Cantor, Medieval History, p. 393

民主権論、 念の再確認、

もう一つは、

神政君主制の亜種ともいうべき国王主権

他方では、

国家理念の世俗化

(その一つは、人

なりし世俗君主権の肯定)

が行なわれ、

宗教色豊か

な中

世社

22

あ ع が き

> は役人体制の る改革運動であるが、この宗教運動 的理念により破壊されてしまった。 主制の理念は、 教界と俗界との協力関係をうたい文句にした初期 たった。これは、 改革なり、 民衆自体をもつかまえる程度にまで発展し、 の向上や世俗君主側の背後にある国家体制、 えられるようになった。 を権威の基礎にもっていた君主は、 れた西欧のキリ 中世初期、 は、 微々たるものではあるが、 世俗君主側に二つの反撥をよびおこした。これに 十字軍運動なりの、 発展を前提として、 グレゴリウス大教皇によって執拗につづけら キリスト教化の進展に比例して生れた教権 ヘスト 政治理念の分野においても反映している。 教化は、ようやく中世中期になって、 これがグ 宗教運動の前提をなすに 学校の成長による俗人教育 一方では、 レゴリウス改革とよばれ その結果、 悪魔を権威の基礎にす (政治的色彩を帯びてい ヷ 神政君主制 より具体的に これまで神  $\nu$ の神政 ī IJ ・ウス 理

会の中に、これと相反する世俗化の動きがみられるように

くに十三世紀になれば、より顕著になってくる。 なった。この世俗化の動きこそ、近代化の動きであり、

ع

が西欧社会に迎え入れられたのである。本稿第三章で分析 的として最高の善を求める国的共同体"としての国家理念のとして最高の善を求める国的共同体』としての国家理念 にある、 した世俗化の動きは、この導入の素地をなしたといってよ テレスの政治学が導入され、文字どおり神学的証明の彼岸 政治理念の上においても、十三世紀になれば、 "もろもろの共同体のうち最高のもので、その目 アリスト

だけではなく、 ノルマン征服以後導入された新理念、 封建

1

ギリスの国家理念を論ずるには、

神政君主制

の世

俗化

2

絡みあいは、今後の課題として残しておく。 神政君主制の理念の面のみを分析し、封建王制の理念との ながる――を問題にしなければならない。本稿では、ただ 王制の理念――これは立憲主義 (constitutionalism) につ

1 in the Thirteenth Century 参照。H.G. Richardson, "Oxford Strayer, The Laicization of French and English Society

でいたという。 時代には、学生はオックスフォードで普通法(コモン・ロー)を学ん また F. Pegues, "The Clericus in the legal

Law School under John", L. Q. R., 57 によれば、ジョン王

Administration of Thirteen-Century England," E. H. R., 1956 529-559 も参照。

アリストテレス・山本光雄訳『政治学』岩波文庫、 七頁と三一頁

(日本学術振興会奨励研究生)

ried on with Si-fan 西番; before the 20th of Hung-wu 洪武 around in Szǔ-ch'uan 四川, Kuei-chou 貴州 and Yiin-nan 雲南 was its center, and after the time it was shifted to Shan-si 陝西. In the 26th of Hung-wu the system of 'Chin-p'ai-sin-fu'「金牌信符」 was established, by which about one milion Chin 斤 of Pa-ch'a 巴茶 in Szǔ-ch'uan should be brought to three Ch'a-ma-szǔ 茶馬司 in Ho-chou 河州, T'ao-chou 洮州 and Sining 西寧 by Chiin-fu 軍夫 every three years, and was exchanged for about 14,000 horses; which had been continued till it was stopped in the 14th of Chêng-t'ung 正統. This is so-called Kuan-yiin 官運, which explains that tea and horse trade in the early Ming was under the strong controll of government.

Since Ch'êng-hua 成化, however, the production of Han-ch'a 漢茶 in Shan-si 陝西 developed tremendously, which was brought to the Ch'a-ma-szǔ by merchants after the 3rd of Hung-ch'ih 弘治, that is, there began the so-called Shang-yūn 商運. after that year, the 1st of Chêng-tê 正徳, the way of 'Kuanshang-tuifên' 官商対分 was established, which means that a half of tea which arrived at the Ch'a-ma-szu 茶馬司 was given to merchants who were admitted to sell by themselves. This way pressed indirectly the regular tea and horse trade, and better tea or horses were occupied by the hands of merchants; which became the important object for Mai-chieh 買解 of Pei-yung 備用 horses recognized officially since the 2nd of Chêng-tê under the system of Min-chien-tzu-mu 民間整牧 in inland.

The Gregorian Reform and the Secularization of the
Monarchy-Conception in England
—From the Theocratic Monarchy to the Secular Monarchy—

bу

#### Toshiaki Suzuki

The conception of the monarchy in the early medieval ages was the theocratic monarchy or royal theocracy, based on the friendly relationships between kings and churches because of offering the latter's services to the royal administration on the one hand and of the illiteracy of lay society on the other hand. In England Edward the Confessor's and Conqueror's regime were typical of this monarchy. But in the latter half of the eleventh century this theocratic kingship was attacked

by the Gregorian Reform which insisted that the monarch was not derived from God, but from men who had been igororant of God. On the side of kings two kinds of expressions of the criticisms against this radical Gregorian attack may be considered.

The first of the direct criticism against this attack was one by Anonymous of York, Hugh of Fleury and Ivo of Chartres, who took the reactionary position expatiating on the early medieval tradition of the theocratic kingship.

The second criticism appeared in and after the investiture contest, namely in the reigns of Henry I and II, and was based on the secular bureaucratic attitude which knew no sanction beyond the king's will (Richard Fitz Nigel and Ranulf Glanvill) on the one hand and on the philosophical attitude which admitted the moral qualities of the state along with the traditional hierocratic theory (John of Salisbury) on the other hand. This secularization of monarchy-conception was, I think, forced by the secularization of the monarchy itself after the end of the Gregorian Reform.

#### Fishing and Hunting People and Reindeer-breeding in Siberia

by

#### Shinji Saitô

A normadic people is divided roughly into two groups; one who breeds horses, sheep and others in the arid region, the other reindeers in the frigid zone. These two groups have the fundamental difference; the former, contiguous to the humid region or oasis, has the relation to agriculture, and the latter, seperated from the agricultural region, to fishing and hunting. In tundra and taiga, the original culture was formed on the basis of hunting of wild reindeers and fishing on the sea and river. Even after the commencement of reindeer-breeding, this cultural pattern did not change in substance. The reindeers had a marked tendencey to be bred as a burden or draft animal in taiga and as a supplement for hunting and fishing in the tundre belt. The way how reindeer-breeding is originated has been largely unknown, but according to the Soviet ethnologists it is within the range of possibility that its origin in the southern Siberia under the influence of cattle-breeding in the arid region. The culture in the central Asia